

## 1次・2次救急医療機関に対する物価高騰対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、全国的に物価高騰が大きな影響を与えている中、救急医療業務を担っている医療機関において物価高騰等の影響を緩和し、継続的・安定的に救急医療を提供することができるよう、市内1次救急及び2次救急輪番に参画している医療機関に対して支援金を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 交付対象となる者(以下、「交付対象者」という。)は、令和7年2月1日時点、市内1次救急又は2次救急輪番のいずれか若しくは両方に参画している医療機関(公立を除く)とする。

### (交付額)

第3条 支援金の額は、次のとおりとする。

- (1) 市内1次救急輪番医療機関(公立を除く) 1施設あたり：100千円
- (2) 市内2次救急輪番医療機関(公立を除く) 1施設あたり：200千円

### (交付の申請)

第4条 支援金の交付の申請をしようとする者は、必要な事項を記載した交付申請書を、市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

### (交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、支援金の交付の適否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、支援金の額、交付時期その他必要な事項を記載した交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは、その旨を記載した不交付決定通知書により、当該申請者にその決定を通知する。
- 3 市長は、支援金の交付を決定する場合において、支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

### (申請の取下げ)

第6条 支援金の交付を申請した者は、前条第2項に規定する交付決定通知書を受領した場合において、当該決定の内容又はこれに付された条件により難いと認めるときは、市長の定める期日までに、文書で申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更)

第7条 市長は、第5条第2項の規定による交付の決定の通知をした後において、特段の事情の変更が生じた場合には、その決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消し、または決定の内容若しくは条件を変更したときは、すみやかにその旨を当該交付対象者等に通知する。

(交付の請求)

第8条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、交付請求書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、交付対象者に対し第5条の規定により決定した支援金を速やかに交付する。

(決定の取消)

第10条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) その他法令、条例若しくはこの要綱又はこれらに基づき市長が行なった指示に違反したとき。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(支援金の返還)

第11条 市長は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金が既に交付されているときは、返還する支援金の額、納付期限その他必要な事項を記載した返還命令書により、速やかに当該交付対象者に対し、その返還を命じなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年2月18日から施行する。